

8月4日付けで、本件申請を却下する本件処分を行ったことが認められる。
(2) 生活保護法による医療扶助運営要領について（昭和36年9月30日社発第727号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第3の9（1）及び局長通知第3の9（2）のとおり、受診する医療機関については、原則として要保護者の居住地等に比較的近距离に所在する医療機関に限るものであることとされているが、傷病等の状態により、要保護者の居住地等に比較的近距离に所在する医療機関での対応が困難な場合は、専門的治療の必要性、治療実績、患者である被保護者と主治医との信頼関係、同一の病態にある当該地域の他の患者の受診行動等を総合的に勘案し、適切な医療機関への受診が認められることとされている。

審査請求人は、〇〇病に対する磁気治療を保険適用している病院が2件しかなく、A病院は早く診てくれる病院であった旨主張する。

本件処分に至る経過についてみると、①令和4年6月19日、審査請求人は、処分庁の所管区域外のA病院に通院したこと、②同月24日、処分庁は、審査請求人から移送費（通院交通費）支給申請書及び領収書を受理したこと、③処分庁が同年7月13日に受理した本件給付要否意見書には、A病院への通院の必要性について記載する欄に、「今回が初めての受診で今後の通院となるかは不明です。」との記載があること、④移送の給付について、同月22日付けの嘱託医審査の結果は、不承認であること、⑤同月31日、処分庁が、A病院に対して、審査請求人のA病院への通院の必要性を電話で確認したところ、A病院は、「A病院でなければいけない理由はない」との回答を行ったことが認められる。

これらのことからすると、本件給付要否意見書、嘱託医の意見及びA病院の回答から、審査請求人の傷病等の状態は、要保護者の居住地等に比較的近距离に所在する医療機関での対応が困難な場合に該当するとは認められない。

よって、処分庁が、審査請求人に対し、移送の給付を行わないとした判断に不合理な点は認められず、審査請求人の主張は採用できない。

(3) また、局長通知第3の9（3）イのとおり、移送について、被保護者から申請があった場合、給付要否意見書（移送）により主治医の意見を確認するとともに、その内容に関する嘱託医協議及び必要に応じて検診命令を行い、福祉事務所において必要性を判断し、給付の対象となる医療機関、受診日数の程度、経路及び利用する交通機関を適正に決定することとされている。

前記（2）の本件処分に至る経過のとおり、処分庁は、本件給付要否意見書を確認し、嘱託医審査を行い、さらに、A病院に架電することによりA病院の意見を確認した上で、処分庁において必要性を判断し、本件処分を行っ

- たものであり、処分庁の手續に違法又は不当な点は認められない。
- (4) 以上を踏まえると、本件処分に違法又は不当な点は認められない。
- (5) 他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

第4 調査審議の経過

令和4年11月25日	諮問書の受領
令和4年11月28日	審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知 主張書面等の提出期限：12月12日 口頭意見陳述申立期限：12月12日
令和4年12月23日	第1回審議
令和5年1月5日	審査会から処分庁に対し回答の求め（回答書：令和5年1月10日付け大〇〇〇第90号。以下「処分庁回答書」という。）
令和5年1月24日	第2回審議
令和5年2月21日	第3回審議

第5 審査会の判断の理由

1 法令等の規定

- (1) 法第1条は、「この法律は、日本国憲法第25条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。」と定めている。
- (2) 法第15条は、「医療扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。」と定め、左に掲げる事項として第1号から第6号を掲げ、第6号は「移送」と定めている。
- (3) 局長通知第3の9(1)は、「移送の給付については、個別にその内容を審査し、次に掲げる範囲の移送について給付を行うものとする。また、給付については、療養に必要な最小限度の日数に限り、傷病等の状態に応じて経済的かつ合理的な経路及び交通手段によって行うものであること。経済的かつ合理的な経路及び交通手段についての判断に当たっては、同一の病態にある当該地域の他の患者との均衡を失しないようにすること。」と記している。

なお、局長通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9第1項及び第3項の規定による処理基準（以下「処理基準」という。）で

ある。

- (4) 局長通知第3の9(2)は、「アからクまでに掲げる場合において給付を行う。」とし、給付の範囲として、「イ 被保護者の傷病、障害等の状態により、電車・バス等の利用が著しく困難な者が医療機関に受診する際の交通費が必要な場合」と記している。

また、「受診する医療機関については、原則として要保護者の居住地等に比較的近距離に所在する医療機関に限るものであること。ただし、傷病等の状態により、要保護者の居住地等に比較的近距離に所在する医療機関での対応が困難な場合は、専門的治療の必要性、治療実績、患者である被保護者と主治医との信頼関係、同一の病態にある当該地域の他の患者の受診行動等を総合的に勘案し、適切な医療機関への受診が認められる。」と記している。

- (5) 局長通知第3の9(3)イは、給付決定に関する審査について、「被保護者から申請があった場合、給付可否意見書(移送)により主治医の意見を確認するとともに、その内容に関する嘱託医協議及び必要に応じて検診命令を行い、福祉事務所において必要性を判断し、給付の対象となる医療機関、受診日数の程度、経路及び利用する交通機関を適正に決定すること。」と記している。

2 認定した事実

審査庁から提出された諮問書の添付書類(事件記録)及び処分庁回答書によれば、以下の事実が認められる。

- (1) 平成19年12月20日付で、処分庁は、審査請求人に対し、法による保護を開始した。
- (2) 令和元年5月20日付けのケース記録票には、審査請求人の〇〇病に係る通院の状況欄に、A病院以外の医療機関名(以下「Bクリニック」という。)と、通院状況として「中止」と記載されている。
- (3) 令和元年8月13日付けのケース記録票には、審査請求人の通院の状況として医療機関名の欄に、歯科医院のみが記載され、その他の欄に「(前略) [Bクリニック] の紹介で〇〇の(中略)クリニックが(中略)往診に来る予定。(後略)」と記載されている。
- (4) 令和2年6月24日、審査請求人は、処分庁に対して、同月19日にA病院に通院したことを証明する通院回数証明書及びその際にタクシーを利用したとして、往復のタクシー代の領収書を添付して、移送の給付を求める本件申請を行った。
- (5) 令和2年7月13日、処分庁は、A病院から本件給付可否意見書の提出を受けた。

本件給付可否意見書には、処分庁の「貴医療機関への通院の必要性につい

て記入してください。(患者の自宅近隣ではない場合。)」との問いに対して、医師の意見の欄に「今回が初めての受診のため、今後通院となるかは不明です。」と、「治療に必要な通院頻度」の欄に「不詳」と記載されている。

また、本件給付要否意見書の嘱託医意見の欄には、「不承認」に丸印が記入され、嘱託医審査に係る印の欄には、「令和2年7月22日 医師審査」の印が押印されている。

- (6) 令和2年7月31日、処分庁の担当者は、A病院に架電し、本件給付要否意見書にはA病院でなければならない診療の必要性について記載を求めたところ、A病院から、これ以上の記載は難しく、A病院でなければいけない理由はないと回答された。

同日付けのケース記録票には、同月22日に嘱託医審査で不承認になったこと及び上記のA病院の回答内容が記載され、続いて「移送費申請について（主）〔審査請求人〕の強い希望あるため本庁審査〔嘱託医審査〕を行ったものである。不承認になったことから申請却下通知書を要する（後略）」と記載されている。

- (7) 令和2年8月4日付けで、処分庁は、審査請求人に対して、本件申請を却下する内容の本件処分を行った。

- (8) 令和2年8月14日付けで、審査請求人は、本件審査請求を行った。

3 判断

- (1) 前記1(2)のとおり、医療扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、必要な範囲内において行われるものであり、移送にかかる費用が含まれる。

また、保護の変更に係る事務は地方自治法における法定受託事務とされており、厚生労働大臣は当該法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準（処理基準）として、局長通知において、①前記1(3)のとおり、移送の給付については、個別にその内容を審査し、療養に必要な最小限の日数に限り給付すること、②前記1(4)のとおり、傷病等の状態により、要保護者の居住地等に比較的近距離に所在する医療機関での対応が困難な場合は、専門的治療の必要性、治療実績、患者である被保護者と主治医との信頼関係、同一の病態にある当該地域の他の患者の受診行動等を総合的に勘案し、適切な医療機関への受診が認められること、③前記1(5)のとおり、移送について、被保護者から申請があった場合、給付要否意見書（移送）により主治医の意見を確認するとともに、その内容に関する嘱託医協議及び必要に応じて検診命令を行い、福祉事務所において必要性を判断し、給付の対象となる医療機関、受診日数の程度、経路及び利用する交通機関を適正に決定すること、が示されている。

上記の処理基準の内容は、法の目的（第1条）に照らして合理的なものと言える。

- (2) 前記2に基づいて本件処分に至る経過についてみると、①令和4年6月19日、審査請求人は、処分庁の所管区域外のA病院に通院したこと、②同月24日、審査請求人は、往復のタクシー代の領収書を添付して移送費（通院交通費）支給を求めて本件申請を行ったこと、③同年7月13日、A病院から処分庁に提出された本件給付可否意見書には、A病院への通院の必要性について記載する欄に、「今回が初めての受診で今後の通院となるかは不明です。」と記載されていること、④移送の給付について、同月22日付けの嘱託医審査の結果は、不承認であること、⑤同月31日、処分庁がA病院に対して、審査請求人のA病院への通院の必要性を電話で確認したところ、A病院は、「A病院でなければいけない理由はない」との回答を行ったこと、が認められる。

また、当審査会が処分庁に対して、審査請求人がA病院を受診した経緯を質問したところ、処分庁回答書は、審査請求人から、事前にケースワーカーに対して、A病院の受診に関する相談は一切なく、その受診に関する移送費についての可否を事前に処分庁が判断できる状態ではなかった、というものであった。

これらのことからすると、審査請求人の傷病等の状態は、前記1(4)の局長通知第3の9(2)において示されている、傷病等の状態により、審査請求人の居住地等に比較的近距离に所在する医療機関での対応が困難な場合であって、専門的治療の必要性等から、A病院への通院が必要な状態であったと認めることはできない。

したがって、処分庁が審査請求人に対し、移送の給付を行わないとした判断は、前記1(1)の法及び処理基準に照らして、不合理な点は認められない。

- (3) また、前記(2)の本件処分に至る経過のとおり、処分庁は、本件給付可否意見書を確認し、嘱託医審査を行い、さらに、A病院に架電しA病院の意見を確認した上で、処分庁において移送の給付の必要性を判断し本件処分を行っており、かかる処分庁の手続においても、前記1(1)の法及び処理基準に照らして、不合理な点は認められない。

- (4) 以上のとおり、本件処分について、違法又は不当な点は認められない。

したがって、本件審査請求は、棄却されるべきである。

大阪府行政不服審査会第2部会

委員（部会長）針原 祥次

委員 海道 俊明

委員

衣笠 葉子